

# 第5章 主な施設、主な経路

## 5.1 主な施設

### (1) 主な施設の考え方

交通バリアフリー法の定義や、豊中市・吹田市での基準を元に、以下のとおり定めます。

#### 【主な施設の定義】

特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われている施設かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活において利用する施設  
 利用者が一定規模以上の施設  
 広域的な利用がされている施設（駅からの利用者が多い施設）

#### 【各施設の定義】

- ・官公庁施設・公共施設 : 国、府、市の主な施設
- ・教育施設 : 養護学校、大学、高等学校等
- ・医療・保健施設 : (医療施設)入院施設があり、病床数が100床以上
- ・福祉施設 : 高齢者福祉施設、身体障害者福祉施設等
- ・公園施設 : 広域公園、総合公園、地区公園
- ・商業施設 : 吹田市商工振興ビジョンに記載されている、「第1・2種大規模小売店舗、商店街・商店会」

### (2) 桃山台地区の主な施設

以上の考え方から、桃山台地区の主な施設は以下のとおりとします。(表5-1、図5-1参照)

表5-1 主な施設

	施設名	種類	選定理由
豊中市	二ノ切池公園	公園施設	市民の利用が多い。
	つばき公園		
吹田市	千里桃山台駅前専門店会	商業施設	市民の利用が多い。
	アザール桃山台		
	竹見台商店会		
	ライフ桃山台店		
	桃山台ショッピングセンター	公共施設	公共施設や商業施設等が集積している。
	竹見台市民ホール		
	桃山台市民ホール		
	竹見台児童センター	福祉施設	市民の利用が多い。
	桃山台スポーツグラウンド	公共施設	
	桃山公園	公園施設	
竹見公園			
千里会館	公益施設	豊中市・吹田市からの利用が多い。	

## 5.2 主な経路

特定旅客施設と高齢者や身体障害者等がよく利用する施設を結ぶ主な経路を、特定経路とし、重点的かつ速やかにバリアフリー化を進めます。また、その他の主な経路として、豊中市、吹田市でそれぞれ歩行空間ネットワーク、準特定経路を選定しており、バリアフリー化に努めます。以上の考え方から、桃山台地区の主な経路は以下のとおりとします。(表5-2、図5-1参照)

### 各経路の位置づけ

#### ・特定経路：

特定旅客施設と高齢者や身体障害者等がよく利用する施設(以下「主な施設」とする)を結ぶ主な経路を、特定経路と位置づけます。

平成22年度(2010年度)を目標に、誰もが安全で安心して移動できる歩道のバリアフリー基準を満たすよう整備を進めます。

#### ・歩行空間ネットワーク(豊中市)：

特定経路と一体となって地区内移動のネットワークを形成する経路を、歩行空間ネットワークとし、バリアフリー化に努めます。

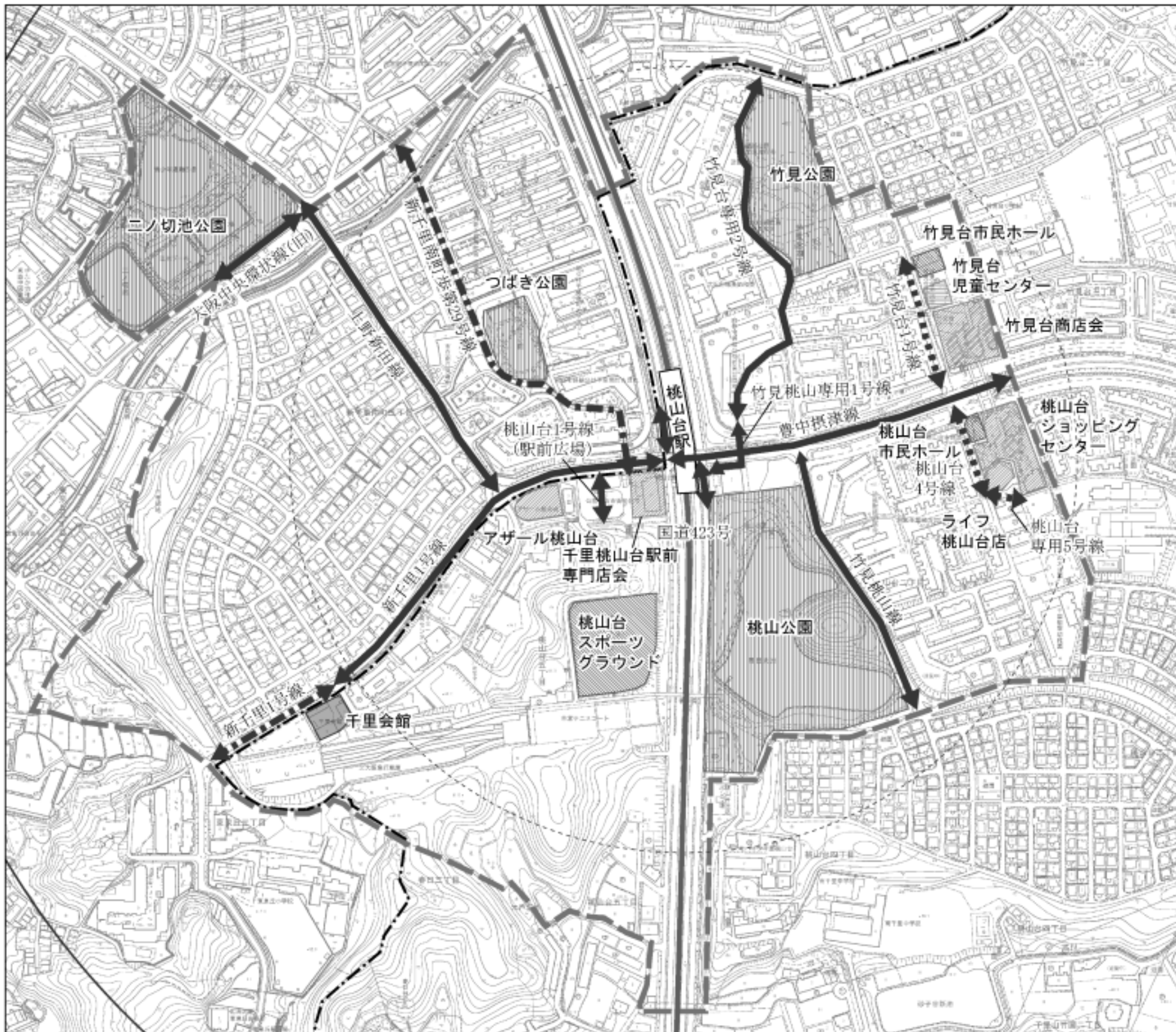
#### ・準特定経路(吹田市)：

特定旅客施設と主な施設を結ぶ経路のうち、市街化の状況や地形的制約等により部分的にバリアフリー基準を満たすことが困難な経路を、準特定経路と位置づけます。

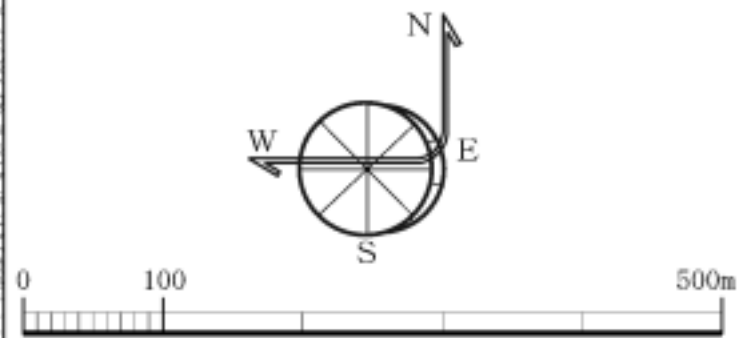
中長期的には基準に近づけるよう努めながら整備を進めます。

表5-2 主な経路

事業区分	管理者	路線名	道路延長(km)
特定経路	府	豊中摂津線	0.4
		国道423号	0.1
		大阪中央環状線(旧)	0.2
	豊中市	新千里1号線	0.5
		上野新田線	0.4
	吹田市	桃山台1号線	0.1
		竹見台専用2号線	0.5
		竹見桃山専用1号線	0.1
		竹見桃山線	0.4
			小計
歩行空間ネットワーク	豊中市	新千里南町歩第29号線	0.6
		新千里1号線	0.2
			小計
準特定経路	吹田市	竹見台1号線	0.2
		桃山台4号線	0.1
		桃山台専用5号線	0.1
			小計
		合計	3.9



凡 例	
	商業施設
	官公庁施設・公共施設
	教育施設等
	医療・保健施設
	福祉施設
	公園施設
	公益施設
	市境界線
	重点整備地区
	駅から500mの範囲
	駅から1000mの範囲
	特定経路路線
	歩行空間ネットワーク
	準特定経路路線



図名 桃山台地区 特定経路路線図

図5-1 桃山台地区特定経路路線図